

マイナ免許証等の申請（免許保有状況変更手続）について

令和7年3月24日から、運転免許証とマイナンバーカードの一体化を希望する方は運転免許証に代わり免許情報の記録されたマイナンバーカード（マイナ免許証）を所有することが可能となります。

| | | | | |
|---|--|---|------------------------------|--------|
| 運転免許証等の 所有状況 と 手数料 | 運転免許証等の保有形態について 申請により、以下のとおり運転免許証等の所有状況を変更することができます。 | | | |
| | ① 運転免許証のみ 運転免許証とマイナンバーカードを一体化せず、これまでと同様に運転免許証のみ所有する場合は。 | | | |
| | ② マイナ免許証のみ 運転免許証とマイナンバーカードを一体化し、今お持ちの運転免許証を返納していただく場合は。 | | | |
| | ③ 運転免許証とマイナ免許証の2枚持ち 運転免許証とマイナンバーカードを一体化した上、今お持ちの運転免許証も引き続き所有する場合は。 | | | |
| | 手続前の免許証等の 所有状況 | 手続名 | 手続後に希望する 免許証等の所有状況 | 手数料 |
| | 運転免許証 | 免許情報の記録 | マイナ免許証 運転免許証とマイナ免許証（2枚持ち） | 1,500円 |
| マイナ免許証 | 運転免許証の交付 | 運転免許証 運転免許証とマイナ免許証（2枚持ち） | 2,550円 | |
| 運転免許証と マイナ免許証（2枚持ち） | 免許情報の抹消 運転免許証の返納 | 運転免許証 マイナ免許証 | 無 料 | |
| ※所有状況については、更新時でも変更することが可能です。 ※自動車等を運転する際は、運転免許証またはマイナ免許証のいずれかを携帯する必要があります。 【注意】 秋田中央警察署、秋田東警察署、男鹿警察署、五城目警察署では現金決済（証紙購入）ができないため、決済方法はキャッシュレス決済のみとなります。証紙で納付する場合はあらかじめご準備ください。 | | | | |
| 手続場所 | 運転免許センター | 警察署 又は にかほ、美郷、羽後の各交番 ※運転免許証の交付（マイナ免許証のみから2枚持ちにする場合など） については、秋田市内の3警察署では受付しておりません。 | | |
| 受付時間等 | 月曜日から金曜日（平日のみ） ※土曜日・日曜日・祝日・振替休日及び年末年始の休日は手続ができません。 | | | |
| | 午前の受付 8:30～11:00 午後の受付 13:00～16:00 | 午前の受付 9:00～12:00 午後の受付 13:00～15:00 | | |
| 交付・記録 | 運転免許証の交付 即日交付（1時間30分程度） | 運転免許証の交付 後日交付（約2週間後） | | |
| | マイナ免許証の記録 即日記録（1時間30分程度） | マイナ免許証の記録 即日記録（1時間30分程度） | | |
| 必要なもの | ○ 運転免許証等 希望する所有状況に応じて以下のものが必要となります。 | | | |
| | ① 運転免許証のみから、マイナ免許証または2枚持ちにする場合 運転免許証、マイナンバーカード ※市役所等でマイナンバーカード発行時に設定したマイナンバーカードの署名用電子証明書暗証番号のご準備をお願いします。ご不明の場合は発行した市役所等にお問合せ願います。 （詳しくは「注意事項」の「マイナ免許証の各種機能を利用するために必要な手続について」をご確認ください） | | | |
| | ② マイナ免許証のみから、運転免許証または2枚持ちにする場合 マイナ免許証 | | | |
| | ③ 2枚持ちから、運転免許証のみまたはマイナ免許証のみにする場合 運転免許証、マイナ免許証 | | | |
| | ※免許情報の記録されたマイナンバーカードを「マイナ免許証」と記載しています。 ※免許情報が記録されていないマイナンバーカードは単に「マイナンバーカード」と記載しています。 | | | |

| | |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">注意事項</p> | <p>■ マイナ免許証に関する注意事項 ■</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ マイナ免許証の各種機能を利用するために必要な手続について マイナ免許証を所有している方は、マイナポータルにおいてご自身のマイナ免許情報の確認や、更新時のオンライン講習、住所変更手続き等のワンストップサービス等の各種機能を利用することができますが、そのためには市役所等でマイナンバーカード発行時に設定した<u>マイナンバーカードの署名用電子証明書暗証番号</u>が必要となりますので、ご準備をおねがいします。ご不明の場合は発行した市役所等にお問合せ願います。 ○ マイナ免許証の内容確認について マイナンバーカードの券面にはマイナ免許証の免許情報（免許種別、有効期間）が表記されないため、マイナ免許証に記録された免許情報を読み取る場合には、マイナポータルにログインするか、「マイナ免許証読み取りアプリ」を利用する必要があります。 ○ マイナ免許証の有効期間について マイナンバーカードとマイナ免許証の有効期間は異なります。マイナ免許証の有効期間は券面に表記されないため、有効期間切れ（失効）にご注意ください。 ○ 海外で運転を予定している方へ 国外運転免許証を申請する場合、マイナ免許証のみをお持ちの方については、渡航先の国により、従来の運転免許証が必要になる場合があります。 マイナ免許証のみの保有から2枚持ち等への変更を希望される方は、申請時にお申し出ください。 また、各国の実情の詳細については、その国の日本大使館又は領事館等にご確認をお願いいたします。 |
| <p style="text-align: center;">その他</p> | <p>マイナ免許証の各種機能について</p> <p>マイナ免許証の各種機能の利用をご希望の方は、「注意事項」の欄にもあるとおり、あらかじめ<u>マイナンバーカードの署名用電子証明書暗証番号</u>のご準備をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ オンライン講習 マイナ免許証をお持ちの方（マイナ免許証のみ、2枚持ち）は、運転免許証等更新の際に受講する必要がある講習を事前にオンラインで受講することができます。 ※更新を受ける際の誕生日が令和7年3月24日以降の方が対象となります。 ○ 住所変更手続等のワンストップサービス マイナ免許証のみをお持ちの方で、かつ、必要な手続をとれば、本籍・住所・氏名及び生年月日に変更が生じた場合でも、警察への届出は不要となります。 ※ 必要な手続とは、運転免許センターや警察署で署名用電子証明書と免許情報を紐付けること、及びマイナポータルとの連携手続を行うことです。 |

お問い合わせ先
運転免許センター TEL 018-824-3738（平日：午前8時30分から午後5時まで）
又は最寄りの警察署（免許受付）まで